

昭和28年11月6日 金曜日 烏取県公報(号外)第97号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示

豚移動禁止区域指定

植物防疫法に基く麦指定病害虫平常発生防除
計画の設定

告示

鳥取県告示第四百九十九号

豚コレラ予防に關する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第二条の規定による区域を次のように指定する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡由良町、大誠村、下北条村、浦安町、八橋町、
倉吉市のうち前の上井町、前の上北条村、前の灘手村
栗村、灘手村、中北条村

鳥取県告示第五百号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十四条の規定に基き、昭和二十八年度麦指定病害虫平常発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十八年十一月六日

記

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 事業の対象となる作物 麦
- 二 対象となる指定病害虫の種類
むぎゆきぐされ病菌
- 三 防除区域及び防除計画面積

防除区域

対象作物付面積

防除面積

種

子

消

毒

鳥取病害虫防除所

一〇二八町

むぎゆきぐされ病

反当種子所要量

種子總所要量

一一九町

五斗

五、一三

五四石

米子

岩美

八頭

氣高

東伯

西伯

日野

計

五四八

五九二

二八二

三六八

五六〇

五一三

三八五

四七八

九、七二〇

一、九二〇

四、九九〇

二二三

一、二〇五

二六一

一一五

一、五四五

三六九

四一二

二二〇

二二二

二二一

二二〇

二二一

四 防除実施期間

むぎゆきぐされ病

昭和二十八年十一月一日から
二十九年三月三十日まで

五 防除実施要領

(一) 県段階

県において関係団体と協議して総合防除計画をたて、病害虫防除所に指示するとともに、必要な資材の入手をあつ旋する。

(二) 郡段階

郡においては、病害虫防除所が郡内関係団体の意見を聽き、管内の防除計画をたて、市町村防除実施機関

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 烏 取 縣 烏 取 市 東 町 取 縣
鳥 取 縣 烏 取 市 東 町 取 縣
鳥 取 縣 烏 取 市 東 町 取 縣

開に必要な指示をするとともに発生予察事業を行い、これを県及び防除実施機関へ通知する。

各市町村における防除実施機関は、病害虫防除所の指示に基き、防除計画を具体的に立案するとともに同所の予察に基づく情況を考慮し、防除を実施する。

六 防除資材の購入及び配給方法

防除事業主体である県農業共済組合連合会が一括防除薬剤を購入し、病害虫防除所の定める計画に基き同連合会郡支部を通じて各市町村の防除実施機関に配給する。